

議案第 77 号

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当法の一部改正に伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団員等公務災害補償条例(平成18年北名古屋市条例第142号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。